

横浜市先進的事業整備計画選考要領

制定 平成 20 年 8 月 15 日 健企第 370 号（副市長決裁）

（趣旨）

- 1 この要領は、横浜市先進的事業整備計画に掲載すべき民間事業者等の事業計画（以下「事業計画」という。）の選考に必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

- 2 この要領における用語に意義は、横浜市先進的事業整備計画に係る拠点等整備費等補助金交付要綱（平成 20 年 8 月 15 日 健企第 370 号副市長決裁）に定めるとおりとする。

（選考委員会の設置等）

- 3 事業計画を選考するため、健康福祉局に先進的事業計画選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。
- 4 選考委員会の委員構成は、次のとおりとする。

- （1）福祉保健センター長会議議長
- （2）健康福祉局副局长（総務部長）
- （3）同 企画部長
- （4）同 地域福祉保健部長
- （5）同 生活福祉部長
- （6）同 障害福祉部長
- （7）同 高齢健康福祉部長
- （8）同 担当部長（保健医療医務監）

- 5 選考委員会の委員長は、健康福祉局企画部長とする。

（選考方法等）

- 6 選考委員会は、本市が実施する公募に対して応募のあった事業計画の内容を、別表の評価基準に照らして評価、審査し、選考するものとする。
- 7 選考委員会は、委員長のほか、4 人以上の委員の出席がなければ、開催することができない。なお、欠席の委員については、事前に事業計画の内容を評価し、選考委員会に意見として提出することができる。
- 8 選考は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は委員長が決定する。

（選考結果の取扱い）

- 9 選考委員会は、事業計画の選考を行った際は、その結果を速やかに健康福祉局長に通知するものとする。
- 10 健康福祉局長は、選考委員会から通知された事業計画を、横浜市先進的事業整備計画に掲載し、遅滞なく国に進達するものとする。

（その他）

- 11 選考委員会の庶務は、健康福祉局企画課において行う。

附 則

この要領は、平成 20 年 8 月 27 日から適用する。

評 価 基 準

評価事項	着 眼 点	評 点
1. 事業計画の先進性、社会への発信力	(1) 新しいコンセプトが盛り込まれているか。 (2) 全市へのモデル的波及効果が期待できるか。 (3) 全国への発信力のあるアイデアが含まれているか。	ア. コンセプトが極めて斬新であり、全市的、全国的な波及効果や発信力が期待される：10点 イ. コンセプトが斬新であり、全市的な波及効果や発信力が期待される：7点 ウ. コンセプトが斬新とは言えないが、当該ニーズに対応したサービスが、市内で他には見られない：4点 エ. コンセプトが平凡であるが、サービスの必要性は認められる：1点 【加点要素】 本市の政策課題解決に向けて非常に大きな効果が見込まれる場合：+3点
2. 地域特性に応じた内容、地域住民参加の視点	(1) 事業が実施される地域の特性に応じたサービス拠点開設等の内容となっているか。 (2) 地域住民の事業への参加が考慮されているか。	ア. 地域特性に合致した事業内容であり、地域住民の積極的な参加・関与が期待される：7点 イ. 地域特性、地域住民の参加の視点が一定程度考慮されている：4点 ウ. 特に考慮されていない：1点 エ. 地域特性に合致せず、むしろ地域住民の活動等を阻害するおそれがある場合：0点
3. 整備費の妥当性	事業計画の内容にふさわしい整備費見積りとなっているか。	ア. 事業計画に合致した整備費見積りである：10点 イ. 事業計画に比較して一部過大・過少な事業費見積りが含まれている：5点 ウ. 事業計画に合致していない整備費見積りである：0点
4. 今後の事業運営の見通しの確実性	運営費の確保や収支の見通しは確実か。	ア. 運営費確保が確実で安定収支が見込まれる：10点 イ. 運営費確保や収支見通しの確実性に一部欠ける：5点 ウ. 運営費の確保が困難であり収支が不安定である：0点
5. 事業主体の実績	保健・医療・福祉・介護等の分野の事業実績はどうか。	ア. 5年程度以上にわたり安定的な事業実績を上げており、保健・医療・福祉分野において幅広く事業展開を行っている：7点 イ. 分野参入後数年であるが経営面は安定しており、事業実績も中庸である：4点 ウ. 事業実績がほとんどない：0点
6. その他特記事項	1～5の評価事項以外に評価すべき要素があるか。	ア. あり：3点 イ. なし：0点

【評点合計の満点：50点】